

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和5年9月8日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

9月8日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第59号所管分の審査-----	2
質疑（塚本崇委員、三好俊範委員、光好博幸委員、安藤薫委員、野口博委員）	
採決-----	17
閉会の宣告-----	17

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年9月8日（金）午前 9時58分 開会
午前11時19分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 野口 博 委員 安藤 薫
委員 村上英明 委員 塚本 崇 委員 三好俊範
委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛 建設部長 武井義孝
建設部副理事兼建築課長 江草敏浩 同部副理事兼道路交通課長 寺田満夫
資産活用課長 浅田明典 財政課主幹 林 浩毅

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 案件

令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。本日はお忙しい中、委員の皆さんには総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日の案件でございます。一昨日の本会議で、当委員会に付託されました案件について、ご審査を賜ります。どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第59号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。それではまず、1点聞かせていただきたい。

歳出15ページ、都市計画総務費550万円、多世代同居・近居支援補助金です。こちらは従前からの事業と思います。今回、何件分を補正として組まれているのか、可能であれば、地域についても伺いたい。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 お答えいたします。

今回の補正予算額550万円につきましては、これまで、昨年度の決算に係る委員会及び今年の予算に係る委員会でご指

摘いただいていたところですが、そのとき説明させていただきましたように、予算の不足額を検証するのが困難だった状況で、令和3年度及び令和4年度の不足額についてかなりの乖離がございました。

令和5年度の事業を実施するに当たりまして、この補助につきましては、事由が発生して1年以内に申請できる組立てになっております。令和5年度につきまして、昨年度に補助の事由が、発生した分を検証することができまして、結果が3年間となりました。今回補正させていただいておりますのは、転居などにつきましても約11件分で、この金額につきましてはその3年間の平均を取って、今回要求させていただいております。

地域については特定しておらず、市域全体、どこでも補助の要件に該当しましたら補助を行っていくことで進めておる事業でございます。

以上です。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

11件分ということです。この事業も少しずつ浸透して、市の統計要覧等々にも出ておりました。全体を見ると、若干人口の推移として穏やかに減っていく傾向にある。やっぱり我が市も逃れられないので、こういった事業をしっかりとアピールしていただいて、多世代の同居・近居支援、そして人を呼び込む施策を打っていただくように要望して終わります。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 1点、訂正をお願いします。

先ほど、11件でお話しさせていただきましたけど、550万円割る40万円で、約14件ですので、訂正させてください。

よろしく申し上げます。

○三好義治委員長 次、三好俊範委員。

○三好俊範委員 それでは質問させていただきます。

塚本委員と同じ部分の多世代同居・近居支援補助金に関してです。前回、前々回と、予算のときにもお話しさせていただきました。待ちがいらっしやる。1年間の猶予があるとはいえ、予算の執行枠が足りてないので、お支払いすることができなかった過去の事例がありました。そのときに補正を組んででもしっかりやっていただきたいと意見を言わせていただきました。

今回、こういった形で補正を出していただいているのは、本当にありがたいと思います。

ただ、1点確認です。現在、待ちの方はいらっしやるのかどうか、今14件分が補填できるというお話でした。それは、計算されているとは思いますが、今年度の分はきっちりそれで網羅できる予想を立てていらっしやるのかどうか。またまた不足額、もしかしたら出るかもしれないのか、その辺の推移、見通しを教えてください。

2点目、債務負担行為に関してです。総務建設常任委員会の分に関しては、市営住宅とフォルテ摂津の駐輪場、駐車場の部分が補正として上がってきております。

何点かお伺いしたいです。今回5年間の債務負担行為ですが、この5年という期間に当たった経緯を一度お伺いしたい。

フォルテ摂津です。例年、非公募とされております。お伺いしたいのが、平成23年、摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会、摂津市で設置されたと思います。そのときの答申というか、どういう意見を頂いたのか、理事者からお伺いし

たい。その答申を受けて今日に至るまでどのような検討を重ねてこられたのか、改めてお伺いしておきます。

1回目、以上です。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 お答えいたします。

現在、補助の待ちについては、まだ予算があり発生しておりません。

今年度についてですけど、これまでの補助が途中で枯渇したという2年間の状況と同程度で推移しておりますので、今回の補正でおおむね今年度は年度末までできる見込みをいたしております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、債務負担行為に関わりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、期間の設定のお問いであったかと思えます。期間につきましては、指定管理者制度導入に関する指針の中で、原則5年との内容が示されておりますので、期間5年でさせていただいておるところでございます。

2点目の、フォルテ摂津の自転車自動車駐車場に關しまして、現行の部分では非公募でございます。次回の指定管理に關しましては、まだ予定でございますが非公募とする内容について、平成25年3月に、外郭団体の見直しに關する指針が示されております。その指針を示される中で、現行、摂津都市開発株式会社につきましても、この委員会で、実施をされた内容を踏まえまして指針が作成されておるとお聞きをいたしております。

この指針の中では、外郭団体による経営改革ということで、この摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会が平

成24年7月11日付で出されております。その中で、客観的に評価できるような経営改善計画を策定して、その進行管理を行う中で、大きく経営力の向上、事業の充実、効率化、財政基盤の強化、それと執行体制の適正化、情報公開の充実徹底というような取組を求めているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 網羅できると予想されており、本当に安心いたしました。これからまたよろしく願いいたします。

債務負担行為に関してです。1点答弁漏れなのでもう一回教えていただきたい。答申を受けて、10年以上たっている中で、日々年数を重ねていく上で、答申をぱっと見させていただいて、あまり肯定的な意見ではなかったと思います。それを受け、年々改良されていると思うのですが、今日に至るまで、どのような対応、方針というか、取られているのか、改めて市としての考え方を教えていただきたい。

2点目です。先ほど公募にするか非公募にするか決まっていないとおっしゃられています。これは申し訳ないですけど推定の話で、そのままいけば非公募になるだろうという予想の下、お話しさせていただきます。指定管理者評価結果によると、非公募のところと公募のところ、大きく評価が分かれていると思いました。公募のところはほぼほぼA評価、2件除いてA評価、非公募のところは全てがB評価、ほぼほぼ全てB評価だったと思います。Bでも普通という悪い評価ではないですが、民間に任せている部分と差異が生じていると思います。

摂津市指定管理者制度と外郭団体のあ

り方検討委員会でも、サービスの品質を向上していくやり方で変えていく、たしか摂津市の意思というか表明されていたと思います。その結果、民間には評価として現状で負けているのではないかと思います。

外郭団体では、摂津市の人も退職後に行かれている現状もあります。その辺りを踏まえて、今後どうしていくのか一回伺います。

話は戻りますけども、基準が5年だとお話されておりました。香川議員が、議会の中ではないですが、年末年始の市長との懇談会の際に、5年は長過ぎるんじゃないかと意見を述べさせていただいたと思います。

次、市長ももう一回されるかどうか分かりません。市長がもし替わればそういったところ、見直しが5年間できなくなるのは、方針として正しいのかどうか、なかなか疑問に思うところでございます。

その際に、長過ぎるのではないかと指摘をさせていただいたときに、検討させていただく、研究をしていくというような答弁があったかもしれないです。その振り返りというか、5年にした経緯をもう一度、意見としては述べさせていただいています。それでも規則というか、基準にものとして5年にされた理由をもう一度改めて教えていただきたい。

2回目、以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 まず、先ほど答弁漏れでご指摘いただいた内容については申し訳ございません。

フォルテ摂津自転車自動車駐車場は現行非公募でございます。

非公募とした理由については、フォルテ摂津のビルと地下の自転車自動車駐車場

が一体であるというところで、施設全体の管理上、それから維持管理上の部分が同一であることから、現行の指定管理、以前頂いた平成25年の時点でも、そういう形で非公募にさせていただいた経過がございます。

令和3年度、評価結果Bということでございます。民間事業者であれば、その辺りがそこと比べると品質、サービス、そういうようなところでの差が生じるのかというところがございます。地上の駐車場におきましては、市内の部分では公募とさせていただいておりますが、先ほども申しましたようにビルとロータリーの地下ということで、非常に維持管理上の経費がかかるため、現行は摂津都市開発にさせていただいていたところがございます。

市民サービスの向上につきましては、現行の初年度、つまり令和元年度におきまして、自転車駐車場のスペースの拡大、それに合わせて自動車の駐車場の配置変更、それと車路の変更、そういった施設の改修も現行の指定管理期間の中では行わせていただき、市民サービスの向上等に努めているところがございます。

また、令和4年度におきましては、自転車駐車場のゲート等の自動化も併せて整備をさせていただいておりますので、民間駐車場に比べて著しく劣っているとかいうことではなしに、きちっと千里丘の駅前の市民ニーズに対応したサービスは展開されているものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 政策推進課に関わるものもあるので、5年になった根拠、経過を含めて、副市長から答弁できますか。政策推進課が今日入っていないから。

奥村副市長。

○奥村副市長 指定管理者の期間の件でございます。一つ考えられるのは、通常は3年、もしくは5年、それから長期であれば10年、こういう3パターンがあろうかと思っております。

ただ、全国的な指定管理者制度を見たときに、3年はまずございません。それから10年は非常に長いということで、5年に設定しているところが大半でございます。そういう意味からも、本市では指定管理者の期間を5年間とさせていただいております。

それから指定管理者制度に至るまでの、いわゆる公の施設の経緯を少しご答弁させていただきます。

昭和38年に地方自治法の改正があり、第9章の財務から切り離して、第10章に公の施設ということで独立することとなりました。その際に、一定、公の施設についての管理責任という部分が明らかになってまいりました。それから、平成3年の地方自治法の改正によって、管理受託者の範囲が拡大されました。

このときの改正点といいますと、公の施設は、管理受託者としての地方公共団体が出資する法人による運営が可能になることになりました。それから平成15年の地方自治法改正によって、指定管理者制度が設けられました。

このときには、国が非常に各市町村をプッシュしまして、平成18年まで期限を区切り、地方自治体については、指定管理者制度の導入を求めてまいりました。それで一挙に全国で指定管理者制度が導入されたと、こういう経過をたどっております。

これをずっと類推をいたしますと、いわゆる公の施設の運営はもはや地方公共団体が運営する時代ではないと。民間に委ね

る部分についてはしっかり民間に委ねる流れになっているのではないかと理解しております。

先ほど言いましたように、地方公共団体と、それから地方公共団体が出資する法人、これはいろいろ今回もありますように、公募、非公募の問題の中に大きく関わってまいります。それぞれの団体、施設管理公社とかあるいは都市開発株式会社とか、それから保健センター等々、市が立ち上げた組織団体がございます。そういう意味では、市が立ち上げた団体は安易に競争にさらすことは、我々はなかなか難しいと思っています。やはりその求められる部分は、いわゆる公共施設としての市民サービスの向上のために、それぞれの団体がしっかり役割を果たしていただく。民間の分についてはやはり、もうける施設であれば、当然民間が入ってまいります。そうでない施設についてはやはり、我々が立ち上げた組織、これをしっかり要は育成をしていく、あるいは指導していく、こういうことがやはり求められているのではないかと考えています。

それで、指定管理者はいわゆる施設運営を本格的に委ねる形態と、理解をされている方が多いのですが、いわゆる業務委託の場合は仕様書発注で十分事足ります。ところが指定管理者制度の基本は、やはり性能発注であろうと思っています。

そういう部分では、先ほど言いました市民サービスの向上のために、いかに団体を育成していくか、これが我々の求められているところではないかと考えております。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

副市長から、サービス向上、人を育成していくということです。また、答弁漏れと

いか具体的に教えてほしいのが、10年以上たっているわけです。その成果はどのように評価されているのか1点お伺いしたい。専門性のある部分に関しては、もちろん市でやっていかないといけないと理解いたしますし、絶対潰してはいけない公共的な施設も、民間に任せて倒産でもされてしまったら運用不可能になるという意味合いでも一定理解はできる部分があります。

ただ評価として、10年たって民間の大部分がA評価、そして非公募の大部分がB評価という、如実に評価として表れている部分に関して、もう少しサービス向上という部分で努力できる部分があるのではないかと思います。

さらに今回、公募か非公募か決まっていないというお話でした。恐らく私は非公募になる前提でさっきから話をさせていただいています。今後、公募等を考えていく、検討していくつもりはあるのかどうか、今まで、もし検討されたのであれば、どういうデメリットがあり、非公募にされているのか、今後そのデメリットの部分はどうやったらなくせるのか、教えていただきたい。

今、この5年間に関して、私は公募するべきだとは思いますが。公募する上でなかなかしんどい部分があるのであれば、次の5年間をかけて解決していただきたいので、聞かせていただきたい。

以上です。

○三好義治委員長 三好俊範委員、今日は債務負担行為の補正についての議案です。関連質問としては認めているけども、今日は政策推進課も入っていません。この補正として今議案に上がっているので、その辺は整理していただくのと、3点目の公募、非公募の理由を併せて聞きたいというの

は、先ほど副市長のご答弁で、摂津市が作ってきた組織であり、この部分を育成していきたいということで、答弁は成り立っていると思います。

残りの2点、政策推進課に関わるものを副市長から、この10年間、指定管理者制度を行って、成果をどのように判断しているのかという1点と、それから、非公募に対してサービス向上への努力をどうしていくのか、この2点答弁いただきます。

奥村副市長。

○奥村副市長 なかなか答弁しにくい質問でございます。

それで、10年間の成果ですが、それぞれ期間期間においてはそれぞれの過去何年間かの実績を踏まえて、それぞれ成果を出しております。それは点数が公募と非公募の辛い甘い部分があるかと思えますけれども、やはりそのところは一定前回よりも評価が高くなるように、これはやはりそれぞれの団体が努力していただきたいと思っています。

我々一番気にしていますのは、最近新聞等で報道がありましたように、給食調理会社が破産を余儀なくされて、業務を撤退することがございました。我々が一番避けたいのはそのところです。もちろん金額的な問題もさることながら、市民サービスも当然やっぱりやっていただきたいと思えますけれども、業務を担っている団体がなくなれば、あるいは業者がなくなれば、明日から困るのは我々でございます。

そういう部分では、継続的に安定的に携わっていただく、民間企業であるのか、あるいは我々が育て上げた団体であるのか、この辺はしっかりと区別していきたいと思っております。

だから、サービス向上がなかなか難しく

て、先ほど言いましたように、仕様書発注であれば、こうこうこういうことをやってくださいと。ところが性能発注の中には、やはりサービス向上という抽象的な言葉が入っています。そういう部分ではなかなかこういうサービスが向上できましたということで、具体的な部分は言いにくいのですが、やはりそれに向かって我々は、直営であろうとも、あるいは指定管理者で、民間企業が入ろうとも、目的は変わりございません。

以上です。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 最後、要望で終わります。

今、副市長がおっしゃられたように、倒産すればサービス維持できなくなる。先ほど私も軽く触れさせていただきましたけれども、理解できるところです。

市民サービスの向上という意味でやっていく、裏を返せば、市民の方が利用される際、民間が経営してようが、外郭団体が経営してようが、サービスとしては別に特に気にしていない部分があると思います。民間のほうがこの評価だけを見ていくと、やっぱりサービスとして質が高いと思われ、市民サービスの向上という意味では少し出遅れていると思います。

市民にとっては、民間だろうが、公共だろうが、サービスの質を向上してほしいという気持ちは一緒です。公共団体やからサービスの安定性があり、サービスの質が民間より悪くてもしゃあないとはならないと思います。

なので、質の向上はしっかりと目に見える数字、評価でクリアしていただきたい。民間は、目に見える数字でクリアしているわけです。そこは、やっぱり目指すべきだと思います。安定ももちろん大事ですけども、

様々な時代の流れに合わせたサービスというのは出てきております。民間はそういうサービスを取り入れ、少しでも利益、そしてサービスの向上を目指していると思います。やはり公共施設はその部分が少し遅く感じる、予算とか、なかなか流動的に動かせないのもあると思うので、厳しいところもあるのは理解します。サービスの向上を念頭に置いて、次の5年間しっかりと目指していただきたい。

もしそれがかなわないのであれば、公募、非公募という、摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会でも大分前に指摘されている部分でもあります。もう一度改めて検討していただきたい。これは要望としておきます。

以上です。

○三好義治委員長 光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。私からも1点だけさせていただきます。

15ページの多世代同居・近居支援補助金でございます。先ほど来からも質問が出ておりますので、私からは意見・要望とさせていただきます。

この制度は、多世代が地域で交流し、安心して暮らせるという目的があったかと思えます。先ほど来から出ていますように、この制度を進めていくことによって定住人口を増やしていく、あるいは今鳥飼地域の話が出て、いろいろとランドデザイン等があると思います。特に安威川以南、人口減少に歯止めをかけられる制度であると認識しております。

先ほど来からのご説明もありましたけど、毎年、申請件数も増えており、しっかりと進めていただきたい。今までの予算、2,750万円と認識しております。このように補正で組むことは、それはそれでい

いかとは思いますが、今までの平均のお話、また足りない金額の話もあったかと思えます。次年度は当初予算から反映することも念頭に置きながら進めていただきたいので、どうかよろしく願いいたします。要望といたします。

○三好義治委員長 次、安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

債務負担行為についてお聞きします。

総務建設常任委員会所管の部分は、市営住宅の管理、それからフォルテ摂津自転車自動車駐車場の管理について5年間の債務負担行為が組まれるご提案がされています。

5年前、平成30年の段階で5年間組んで、今回更新であります。前回の債務負担行為額と今回の債務負担行為設定額、若干、それぞれの二つの施設においては違いがあります。市営住宅に係る債務負担行為額は、前は5年間で8,485万円という設定でした。今回、1億250万円で、約2割増の負担行為額を設定されています。

一方、フォルテ摂津自転車自動車駐車場については1億2,012万円から1億1,894万3,000円で、微減となっております。

今回の債務負担行為額の設定額の根拠、それからこの5年間の指定管理者が運営をされてきたわけです。予算の執行状況等とその根拠についてご説明いただきたい。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、市営住宅の債務負担に関わる質問にお答えいたします。

市営住宅の債務負担の上限額がこの5年間よりも次の5年間、増額となっております。その理由としては、まず指定管理者としての収入の見込みとして、駐車場収入

があるのですが、それを利用料金制としておりまして、現在の実績から見て収入が減少すると見込んでおります。これは入居者の方で、車をお持ちの方が減少しているところでございます。

次に、指定管理者としての支出でございます。市で総合管理業務委託として契約しておりますエレベーター保守点検、それから消防設備点検、給水設備保守点検にかかる費用については、現在の期間に半分を市で負担していたということですが、次の期間、全てを指定管理者の負担としたところがございます。

また、物価の上昇とともに、人件費として平均の賃上げ率でも大きな上昇がございました。指定管理業務におきましても必要な経費であります人件費、それから光熱水費が増額となってこようかと思っております。

次の指定管理期間、指定管理者としての収入が減って支出が増加するところで、指定管理料を増額しているところがございます。

執行の状況でございます。毎年度事業報告書を提出していただいております。その中で、適正な執行を確認しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、フォルテ摂津自転車自動車駐車場に関しますご質問にお答えいたします。

まず、債務負担行為の設定に係る指定管理料の根拠でございます。こちらにつきましては、先ほど資産活用課と同様に収入見込みと支出見込み、その差額を充当する部分で指定管理料でございます。内容といたしましては人件費であったり施設管理費、必要な施設点検費、この中にはフォルテ摂津で抱えております、やはり地下構造で消

防設備点検、あと出入口に係ります精算機等の機械保守費用がございます。

利用収入に関しましては、この現行の指定管理期間におきまして、やはり著しく影響を受けたのがコロナ禍による利用者数の減少でございます。こちらが、いろいろ関係者からお聞きしますと、やはり9割程度までしか回復が見込めないというところで、一定5年間の見込みを立てた中、利用収入と指定管理料で、利用収入の差額を指定管理料で補填するものでございます。

また、あと先ほどの三好俊範委員への答弁でも申し上げましたとおり、現行の指定管理期間におきましては、規格外の自転車置き場のスペースの確保が求められておりましたことから、その駐輪場のスペース確保、それとあと自動車の駐車場の出入口に係ります料金場、有人で管理していたところを自動化にする、併せて車路の変更もさせていただき取組もさせていただいております。

あと、自転車駐車場の出入口の自動化、こういったものもさせていただいております。

次期の指定管理期間におけるこういった設備の保守に関しましては、今予定いたしておりますのが精算機のキャッシュレス決済化、満車状態などでの満空表示のオンライン化、こういったものを実施予定と見込みながら、またこの部分については考えていきたいと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

市営住宅の利用料金制度を取っている駐車場について、減少している部分があり、一方、人件費とか、エレベーター、消防機器等の管理費用を折半していたのを全部

お任せする費用を見込んで、2割ほどのアップをこういう額としては認めていると理解しました。

フォルテについては、利用者がコロナの影響も受け、9割ぐらいまでしかなかなか回復してこない点で言うと、利用料は減少する。

一方、これまで規格外自転車の置き場を設置したり、自動車の出入口の車路とか、料金場を自動化するなど費用をかけているいろいろなことをやってきた。新たに精算機のキャッシュレス化とか空き状態をオンラインで見れるようにすることもしてもらおうということだと、利用料が減り、収入は減るけれど支出が改めて増える感じがします。既にもう前期でかなりの部分をやっていて、支出が抑えられると見込んでの理解でよろしいのか、一つ確認だけしておきます。

それから、これも確認の意味ですけども、駐車場の指定管理で言いますと、フォルテだけではなく、摂津市が指定管理しているのは千里丘東、摂津市駅、もしくは南摂津駅の自転車自動車駐輪場等がございます。今回、そちらの指定管理も同じく5年経過して、更新時期を迎えます。今回債務負担行為として上がらない、上がっていないことについて、確認という意味でお聞かせいただきたい。

それから、5年前もそうでしたが、市内の公の施設の指定管理者を選定していくという点で言えば、選定手段として、手続は、公平性・公正性を担保されなければいけない。指定管理者選定委員会が設置され、有識者、副市長であったり担当部長が入って、募集をかけた上で選定をしていくと思います。

今後のスケジュール感と、駐車場と市営

住宅を新たに募集する上で、こんな指標、先ほども少しこういうことをやりたいということで募集される。この間、公の施設ですから、災害時の対応についてどうあるべきなのか。後は、この間個人情報保護法が大きく改正されました。摂津市の個人情報保護条例そのものは、国の法律に包含されていく状況になってきています。個人情報保護と情報公開という点でも、公の施設を管理していただく指定管理者であり、厳密に個人情報等、利用者の個人情報を含め、同じ運用にしていけないといけないと思います。特別に何か追加するなり指定管理者に対して求めていくものは市として考えているのか、お聞かせください。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 まず、フォルテに関わります2点ほどの質問に、先にご答弁申し上げます。

前回の債務負担行為設定額に比べて微減であるとのことのお問い合わせでございます。委員がおっしゃっているとおり、そういう形で我々としては収入と支出の部分での差額が微減な状況になっておりますので、5年間の見込みで債務負担の設定をお願いするものでございます。

あと、2点目でございます。フォルテ以外の市内の自転車自動車駐車場につきまして、現行でされておりますけども、指定の時期といたしましては全体通じて同じ時期になります。今回、債務負担行為の設定には入っておりませんのは、利用料金による事業を実施いたしておりますので、こちらのほうにつきましては、指定管理料が発生しておりません。ですので、今回の債務負担の設定には入っていないということでございます。

あと、最後の防災面でのお問い合わせ

ました。こちらにつきましては、再開発ビルと一体の構造で地下構造という特殊性がございます。そういったことから、このビルの管理を任されている、現行、摂津都市開発株式会社で、消防、それから水防等の防災面も含めて、きちっとメンテナンスを頂いていると。そういうように、地下の構造に関しましても、ふだんから日常点検等を務めていただいているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事、公募、非公募でも、個人情報保護法に基づく、そういった指標。これは部長でお願いします。

山口部長。

○山口総務部長 それでは今後のスケジュールと、個人情報の保護、それと情報公開、この3点をお答えさせていただきます。

選定委員会ですけれども、私もメンバーになっておりまして、そのメンバーといたしますのが、特別職は入っておりません。市長公室長、それから総務部長、これが職員の中で常任の委員でありまして、あと施設担当部長がその施設ごとに入っております。それから外部委員、会計とか企業会計の専門で見ている方とか、この方が2名入っておられて、合計5名で運営しております。

先ほど副市長からありました性能の部分についての仕様とかその性能の内容につきましては、今年度5月に6回ほど選定委員会をして、その条件とか、その内容を審査してその後には公募をしたと。

今、公募をして、今後のスケジュール、まず1点目としまして10月の初旬から下旬、11月の初め、できたら10月いっぱいまで終わる予定ではあるんですけども、合計6回選定委員会をして、指定管理者候

補者の応募があった中でプレゼンテーションをやっていただいて、その選定委員会で審査をして、一定その審査会での結論を出す予定でございます。

それを踏まえてまた市で最終決定をして、12月のところで議案を出させていただくと、こういう流れになろうかと思えます。

2点目の個人情報の関係でございますけれども、これはいろいろこれまでもご質問、ご意見をいただいております。今回やはり安藤委員がおっしゃるとおり、個人情報保護法の中で、地方自治体の個人情報管理を全てやるということになりましたので、今回特に、発注にあたってのその要領であったりとか、いわゆる守れないと駄目だという仕様の中で、個人情報保護に関する書きぶりは相当詳しく書いております。

もちろん、個人情報保護法にのっとりということは当然のことながら、個人情報の管理そのものにつきましては、特別に個人情報保護法の中で、何条だったか忘れてしまったけども、市と同じだけの管理義務があることで、市ではその管理上のいろいろ規定をつくりまして、その運用を図ることにしておるんですけども、それと同等の形の管理をすることになっております。これは公の施設ですので、そのようになっておりますので、相当その辺りの詳しい形で、募集の要項のところ指定をさせていただきました。ここは万全を期してお聞きしていきたいと思っております。

情報公開につきましては、これは国では法律があるのですが、これは市町村の場合はまだ条例の域を超えておりません。個人情報につきましては、おっしゃるとおり個人情報保護法に統一されましたけれども、

情報公開といいますのは、我々はその情報公開条例に基づいてやっておると。情報公開できない情報については、今回個人情報保護法に一元化されるに当たっての、少しそごがあった部分について調整させていただいて、情報公開条例の改正を過日上げさせていただいてご可決いただいたところでございます。

これはあくまでもやはり行政を縛るものになって、行政に対することになってまいりますので、指定管理者に対しては直接的にこの情報公開条例の対象にはなりません。その仕様の中では、我々と同じく、これは公の施設ですので、行政と同じように公開、透明性の向上を図っていただくことでお願いをしておるところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

市営住宅の新たな契約で、追加されるものとか、特に市営住宅の場合、入居者の方々の個人情報等もあります。そういった点で特に注意すべきこと。

それから防災、災害対応は、新たなハザードマップ等、今、地域防災計画も立てられつつあります。新しい基準の下で防災の在り方は重要になってきます。市営住宅の指定管理者を選ぶ際に、特に注意すべき条件について、3回目にお聞きします。

都市開発株式会社について、まだ決まっていないとおっしゃっていました。とりわけ防災、災害対応でいけば、再開発ビルと一体的な管理は非常に重要にはなってきますから、非公募という可能性が高いと思います。公募の指定管理者を募集する際には、株式会社など民間企業等も、指定管理を受けることは想定できると思います。私

も詳しく分からないんですけども、民間会社の個人情報保護法、それから公の、地方自治体や国の行政機関の個人情報、施行がちよっとずれていましたし、おのずと内容が違っている部分があるかと思えます。

指定管理者の個人情報保護は、公の施設ですから、当然自治体としての個人情報保護法が適用されるかと思えます。その点の考え方についてもう一回確認させていただきたい。

あと、一緒に聞いておきたいです。先ほども議論がありましたように、私どもも平成15年に地方自治法が改正された後、平成18年から摂津市の公の施設に指定管理者制度が導入されました。当初、3年の契約を結んで、指定管理の在り方そのものを議論するというところで、暫定的な1次改訂版があり、平成24年か平成25年に第2次版、今の在り方が出てきているわけです。いずれにしても、公の施設は、法にも書いてありますし、この在り方の指針の中にも引用されておりますけども、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と。その公の施設について、多様化する住民ニーズ、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的にすると書かれているわけです。本来、住民の福祉を増進するための施設は私ども当初から直営で、住民の皆さんと直接お話をし、利用者の声を聴いて、住民の皆さんのサービス向上を図るのが本来のあるべき姿だと思っています。

ただ、この間、指定管理者制度が継続されてきて、モニタリング等も毎年毎年、評価書も出されチェックをされている中で今に至っているわけです。やはり公の施設

を任すわけですから、より専門的な事業者、それから住民の皆さんとの関わりという点で、継続性は非常に重要になってくると思います。企業の経営状況が悪くなってしまっ、て、摂津市の公の施設だけじゃなく、ほかの事業もやっている企業体がたまたま摂津市の公の施設の指定を受けた。しかし、ほかの事業で失敗して、指定管理料がほかのところに移ってしまっ、て、結果、公の施設の管理が不十分になってしまっ、て。会社が潰れてしまうことがあっ、てはならないし、指定を受けた企業の中で人件費の抑制を図るために、担当者がころころ変わっ、てしまっ、て、もしくは非正規雇用の低賃金の方々が担っ、ていくことによって、利用者の思いとか利用者との関係が断絶、その都度ぶつぶつと切れてしまっ、てしまうことがあっ、てはならない。継続性の問題、そして公平性、それからその企業を選んだ選定方法、手続に公平性や公正性がきちんと担保されているのかどうか、非常に重要になってくると思います。

そういう点で言えば、選定委員会の中身の情報についてはどこまでできるか、様々な判定基準であるとか、それぞれの応募してきた企業や団体のノウハウ等があり、今まで、なかなか公にはされてきませんでした。できる限り選定の過程、それから結果を誰が見ても公正・公平に選ばれたことが分かるように、公開を原則にしてほしいと思います。その点の見解をお聞かせいただきたい。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、市営住宅に係るご質問にお答えいたします。

まず今回の仕様書で、新たに加えたものです。これは選定委員会の委員からご意見を頂いたんですけれども、市営住宅に関し

ましては、家賃の収納業務、また滞納に関する業務があるというところで、やはり職員の精神的な負担が大きくなる可能性があることから、適切なメンタルヘルスクアを指定管理者として実施することについて記載しているところでございます。

あともう一点、災害に関するところでございます。こちら、特に仕様書では新たに付け加えてはいないということです。当然、管理者として災害時には対応していかないといけないところでございます。現在も指定管理者のほうで、自治会と連携しまして消防訓練の支援、実施されているところですので、我々としてはしっかり認識を持っていただいていると思っておりますし、今後も市と連携しながら、そういったときには対応が必要であると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 そしたら、3回目のご質問にお答えします。2点、お答えいたします。

まず、1点目の個人情報保護の関係でございまして、指定管理者はもともと民間事業者でございますから、そもそも個人情報保護法の適用の対象者でございました。

ところが、指定管理者ということで、そちらの立場もお持ちになることとなります。法的に言いますと、この個人情報保護法といいますのは、1章から8章までの8章立ての法律になっております。1章から4章までは一般的な内容や定義であったりとかで、ほぼ民間事業者に関わることが書いてございます。そちらの規制について書いております。

第5章が行政機関等の義務で、これが一定去年の4月から、国の機関、それから国の独立行政法人、この辺りが法律の傘下に

なったことで、これが第5章として追加されました。ただ、その法律の中で地方公共団体につきましては、今年の4月ということで、この4月を迎えて第5章が我々にも適用になったと。

5章は、民間業者には基本的には適用になりません。ですけれども、先ほど言いましたように指定管理者になったときに、その5章の中で法第66条に安全管理措置がございます。我々はそれに基づいて、非常に詳細な安全管理規程をつくっております。それに基づいて、今個人情報保護について運用しているところでございます。これはシステムでの電磁的な記録の部分についてもここでしっかりと規定をしております。指定管理者につきましては法第66条の中で、民間ではあっても指定管理者たる地位にある以上は、市と同じ、いわゆる公共団体と同じだけの義務を負う規定がございます。ですから先ほど申しましたように、仕様といいますか要領の中で、そこを前回に比べて相当詳しく書き込んでおります。

今後、指定管理者になられて5年間ということですが、毎年毎年評価する中では個人情報、これは随時、その状況についてはこちらから報告を求めることもありましょうし、ここは我々としましてもやはり個人情報の重みを考えて、しっかりと運用を図ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。選定過程で透明性を持つところは当然のことだと思います。先ほどもおっしゃられた公平性と公正性、ここが欠けると、非常に疑念を持たれるところがございます。これは指定管理者での限度額、今回設定の債務負担行為を設定させていただくわけですが、財源は市税、皆様の税金でございますので、一般財

源がほとんどでございます。そういう意味からしますとここは大事なところで、選定委員会でしっかりとその辺りは審議させていただく中でも、やはり事業者のノウハウ等々に関わる場所についてはなかなか情報公開を申し出ていただいても公開できないということになります。その辺りの調整を図りながら、できるだけ結果の公表をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後にします。

選定過程の透明性は、公平性を担保するのに非常に重要なこととなります。できる限り、決まってからではなく、選定過程も見えるようにしていただきたい。これは私の要望としておきます。

それから、もう一点要望しておきます。これは当然のこととは言えますけども、企業の中で働く人たちの労働環境がしっかりと守られているのかどうなのか。働く人たちの労働環境が悪いことは、おのずとサービスにも跳ね返ってきます。後は同時にその企業の人権意識です。今テレビの報道でも芸能会社の子どもに対する性加害問題、人権意識そのものを、まず長年にわたって阻害してきた、侵害してきた状況があり、人権をどう扱っているのか。

それから、ハラスメントについて、どうきちんと向き合えるか、そういったことも非常に重要になってくると思います。その点については、選定の大事な要素として加味させていただく中で、公平・公正な選定を務めていただきたい。

後は指定管理者の指定の件が12月です。その際に個々に聞いていきます。

以上です。

○三好義治委員長 次、野口副委員長。
○野口博委員 そしたら2点お尋ねします。

一つは財政問題です。今回補正予算として、7月に国の地方交付税確定に伴い、今日時点の財政調整基金で、補正が組まれております。

その関係で、国の当初予算で地方交付税が18兆円を超える金額があり、臨時財政対策債としては大分減りました。9,000億円台の予算措置がされ、今回、地方交付税、普通交付税で2割ほど削減になりました。こういう国との関係で、地方自治体の大きな財源であり、3割自治と言われる地方交付税の問題についてどう見るか、まずお尋ねします。

もう一つは、多世代同居・近居支援補助金の関係です。いろいろ議論されましたので、あまりないのですが、資料を見てみますと、令和4年度に住宅取得補助金が26件、住宅リフォームが3件、転居補助金が12件、合計41件ありました。

今回は当初予算で1,175万円組んで、プラス今回550万円となり、令和5年度の1年間はこの予算でいけるだろうというお話であります。この数年間取り組んできて、この制度に対する周知も含め、行政側としてどう評価しているのか。来年度に向けてどういうことをお考えなのか、2点目としてお尋ねしておきます。

以上です。

○三好義治委員長 林主幹。
○林財政課主幹 それでは、今年度の7月に決定しました普通交付税についてご説明をさせていただきます。

普通交付税につきましては、基準財政収入額が152億2,172万8,000円と、昨年度に比べて4.9%の増。基準財

政需要額が161億444万3,000円と、昨年度に比べて3.1%の増となっております。基準財政収入額、基準財政需要額ともに増額となっておりますが、基準財政収入額の増加額のほうが大きいため、普通交付税の金額で申し上げますと、昨年度に比べ、3億6,704万3,000円減の8億7,545万4,000円となっております。

当初予算では11億円を計上しておりますことから、今回の補正では、差額の2億2,454万6,000円の減額を予算計上するものでございます。

内訳で申しますと、基準財政収入額は、法人市民税や地方消費税交付金などが増となっておりますことから、基準財政収入全体では4.9%の増となっております。

基準財政需要額につきましては、社会福祉費や高齢者保健福祉費などが増となっておりますことから、基準財政需要額全体で3.1%の増となっております。

臨時財政対策債につきましても、交付税の算定と同時期に算定されるものでございます。今年度は、令和4年度、令和5年に引き続きまして、国の交付税財源が一定確保されておりますので、臨時財政対策債の発行額についても減額させていただいております。当初、3億円の臨時財政対策債を計上しておりましたが、今回の決定額が1億606万円になりましたので、当初3億円から今回の補正額マイナス1億9,394万円と、補正の減額をさせていただいております。

以上になります。

○三好義治委員長 江草副理事。
○江草建設部副理事 お答えいたします。
多世代事業につきましては、この周知方法につきましては一定ホームページと、あ

と市民課と連携いたしまして、住民として移動されたときに、案内の広報を行っておるところでございます。

事業の評価といたしましては、この多世代事業につきましては、単独の事業という考えではなくて、市の人口を維持していく制度の一部として一定機能、役割を果たしているという考えを持っております。

来年に向けてでございます。今回この補正をご可決いただけましたら、前年度に補助事業が発生してございましたところについては、一定整理できることとなりますので、来年度引き続き要求していく予定でございます。来年度の予算については、少しプラスアルファを予算要求していこうと思っておりますけど、そういう形で1年間同様の事業を実施していけるよう確保できるものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 最初の問題、数字的には、ご答弁いただいた内容だと思います。

お聞きしたいのは国との関係で、どう見たらいいかであります。少し申し上げますと、当初時点で地方財政計画上、地方交付税の総額が1兆8千3億0千万円を超え、前年対比30億円増やされました。臨時財政対策債は約1兆円弱で予算を組まれ、前年対比7,800億円、約8,000億円の減で、地方財政計画が決定されました。摂津市の場合は普通交付税が1.1億円、臨時財政対策債が3億円で当初の予算を組んだということでありまして。

当初予算時に一定議論しました。地方財政計画の考え方の中で、地方自治体の財政状況の一つとして、基金がどんどんため込まれていることについて、記憶では1月の何日かに国から通達があり、適正に使いな

さいという経緯があったと思うんです。

そんな中、国全体の1兆8千億円だとか、約1兆円の臨時財政対策債だとか、この辺も含め、基金の問題も絡め、基準財政需要額とか収入額との関係も当然あります。そういう意図的なものも含まれて、結果として現時点での財源状況になったと思っています。もう少し分かりやすい説明をいただきたい。

二つ目は、より周知に努めていただきたいことはもう当然です。この補正を組まないことは、当初時点でいろいろケース・バイ・ケースで予測が難しい点も当然あるかと思えます。きちっと予算組みしていただいて計上していただきたい。併せて、今回当初1,175万円プラス550万円で、この三つの制度の中身のそれぞれ項目ごとに、どのくらいの件数を見ているのか数字を教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 財政について、交付税決定額は、その基金残高と対比されて決定されるかどうか、この点を聞かれていると思うので、これに基づいて答弁していただきたい。

林主幹。

○林財政課主幹 それでは、基金の関係と交付税について答弁させていただきます。

交付税算定につきまして、基金の状況については算定されておられません。現在、地方財政全体で、地方公共団体で一定基金の増加が見込まれております。

それにつきましては、コロナ対策であったり、災害対策のために基金を一定ためている状況が、日本中全国で発生しております。

それにつきましては、財務省につきましては、一定地方に基金がたまっているという

ところで、交付税財源を下げろという話があるのですが、一定総務省との折衝においては、必要な財源となっておりますので、そこを加味しないようにとしている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 もう一点は、江草副理事。

○江草建設部副理事 当初予算につきましては、一定件数を想定して行っております。この予算案につきまして、今回、補正いたしました550万円につきましては、本年を含めまして3年間の平均で予算要求されておりますので、件数計上では先ほどお答えさせていただいたとおり、住宅取得で換算いたしますと14件弱の予算の補正の要求となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最後にします。的確なご答弁、ありがとうございました。

この3割自治という根元には、地方交付税の原資が、いわゆる国税5税の約3割をばらまいて、94%を普通交付税に、6%置こうということで配分されています。そんな中でわざわざ通達を出して令和5年度に動いてきています。そういう意図が、国の財政関連にあるのかと思って、お尋ねさせていただきました。

よく分かりました。いろいろ来年に向けてまた動きが、出てくると思います。ぜひ財源確保の点で頑張ってください。

2点目、お聞きしたいのは数字的な問題です。令和5年度の1,725万円、トータルでの内訳です。昨年度、住宅取得が26件、転居補助金が12件、住宅利用も3件ありました。この1,725万円の中身が、3項目それぞれのくらい見込んでい

るのか、見方も含めてお答えいただきたい。

以上です。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 これは予測になってしまいますけど、今年度この補正で約14件上積みしておりますので、見込みとしましては、昨年度ベースでいきますと、住宅取得約40件分、リフォームが現在で1件出ております。令和4年度の決算の住宅取得部分にプラス14件を含めたぐらいの決算になるのではないかという見込みをしております。

先ほど野口委員がおっしゃられたとおり、令和5年度につきましては、住宅取得を26件に14件を上積みした約40件、リフォームが3件程度、転居については十二、三件程度出てくるのではないかという見込みを行っておるところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第59号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時19分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 村上 英明